

西安市国民経済と社会発展
の第7次5カ年計画

(1986—1990)

三、都市の基礎施設建設を強化し、生産、生活及び投資環境を改善する

都市基礎建設は社会の物質生産と市民生活の基本条件であり、また、都市の吸引力と総合的サービス機能を増す基礎でもある。「第7次5ヶ年計画」期間中に、水源開発、交通渋滞の解消、総合的環境整備、洪水予防等の都市基礎施設方面に投資の重点をおくこととして、北西郊外の第四期給水、紡績工場都市の給水、黒河第一期水引き込み工事、東郊外のガス施設、星火路及び経八路の立体交差、ステーション広場、一環路、二環路、大白楊污水处理場、紡績都市污水处理場、西安火力発電所等の工事を手配する。

都市給水

「第7次5ヶ年計画」期間中に、黒河の引き込み第一期工事を完了し、日給水能力を26.2万tに増加する事。第四期給水工事を完了すれば、日給水能力は新たに10万t増加する。水道メーター設置戸数は、1985年の全戸数の60%から80%にまで高まる。工業用消費水量は「第6次5ヶ年計画」より15%減少する。科学試験に成果が得られれば、工業用水を日に10万t供給できる中水建設プロジェクトを進める。上述の工事の完成に加え、既存の水源地の技術改造を行うと、1990年の日給水量は92万tに達し、都市用水量の需要を基本的に満たすことができる。

都市排水

「第7次5ヶ年計画」期間中に、主として、現有の污水系統を改善、完備し、雨と下水パイプを20km新設し、污水パイプを32km改造する。

都市道路

幹線道路の渋滞を解決する。外地から境界を超えて進入する車両を分散させる13カ所の十字路の改造を行い、星火路に立体交差を完成し、市内の車両走行速度を15%高める。

都市のガス供給

東西の郊外にガス工事を行う。1990年に市内のガス使用戸数は20万戸に達し、都市に於けるガス化率は40%に達する。

都市の熱供給

南大通りと解放路、和平路には、集中熱供給ステーション、又西郊外には火力発電所を建設する。市の集中熱供給能力は熱水蒸気397t/1h。このうち民間用熱水蒸気77t、熱供給面積120万㎡。

都市の公共交通

公共車両を400~500台増加させ、運転線路を95km増やす。このうち電車は15km。直通線路を12本増設すると51本になる。1990年の公共交通車両は1,000台となり、1,800人に対し一台の公共車両を有する割合となる。公共交通の基礎施設には、3つの車両停車修理保全場以外に、4つの修理保全場を新設し、停車修理保全能力を230台に増やす。車両指令ステーション、小型停車場をそれぞれ15カ所新設し、停車能力を300台に増やす。

都市の庭園緑化

主として、大雁塔の観光地、驪山観光地、百？長街及び当市庭園の「6つの窓口」（革命公園、蓮湖公園、興慶公園、動物園、鐘樓、小雁塔）を建設し、市の緑地を80ヘクタール増設する。

都市の窪地改造

「第7次5カ年計画」期間中に、城壁内沿線の居住民住宅の改造、城壁を中心とした観光環境の改善、迎春巷、新城南壕、菜市西壕中和里及び芦蕩巷等の水のたまりやすい地区の住宅条件を改善する。市内の住宅の過密度を緩和し、市内の緑化面積を拡大する為、市外の草陽村、等駕坂、青？村、龍首村、灃惠南路等の住宅小地区の建設を予定している。

衛生都市の建設

「第7次5カ年計画」期間中に、市全体プロジェクトの要求に基づき、新工業区を開発する。旧市街と観光地区の環境汚染源、民衆の健康に影響を与える企業等は序々に他所へ移転する。今後、企業を新設する場合、原則として、住宅密集地と観光地の付近に新設してはならない。新工業地区と衛生都市に建設すること。新設と移転建築をする工場、企業も国家の関係規定に従わねばならず、公共施設と環境の保護を行うこと。「第7次5カ年計画」期間中に、衛生都市の建設は、県庁所在地都市と、すでに形成されている小都市を主として行う。同時に全市70余の小都市及び80余の自然町村計画を推進させる。実験が順調に遂行された基礎の上に、序々に、建設プランの範囲を拡大していく。この為、市町村の建設には総合的開発、統一されたプロジェクトを実行し、当地に適した方法を採用すること。

都市環境保護

「第7次5カ年計画」期間中に、都市と観光地の環境保護を強化し、序々に民衆の快適な生活と労働環境作りを行う。工業汚染を防止する為に、企業は3大廃棄物の処理能力と综合利用の水準を高めるよう努力すること。5年以内に第1種重金属、シアン化物、放射性物による汚染物の排出量を $70\sim 10\%$ 減少させること。市内の大気中の浮遊物は国家基準内に抑えること。飲用水の水質は国家の2級基準まで高めること。主要幹線道路の騒音は70ホーンをこえてはならない。生活廃棄物は序々に再生資源化、無害化にすること。公衆トイレ化とし尿パイプ化を実現すること。し尿処理には、メタンガスを結合させ、し尿処理を行うと同時にエネルギーと良質な肥料を製造する。市町村の企業の三大廃棄物処理施設がないという状況下では、水銀、ヒ素、鉛、石棉、放射性製品、及び電気メッキ、未精錬硫黄、染料等汚染の激しい製品の生産を行ってはならない。

「予防を主として防止対応と結び合わせた総合的処理」の方針と「汚染者自らが処理をする」という原則を実行し、各環境管理機関の設立と充実を目指す。観測方法を統一して、監視測定手段を改善し、監視測定の質を高めること。資源の综合利用、汚染の激しい製品を期限つきで淘汰させ、農村に汚染を転嫁することを禁ずる。消防配置点を増加し、消防設備の改善を計る。

駅前広場の工事

この建設は、都市建設と観光事業の主たる「窓口」の一つである。「広場工事」には、地下道（地下トンネル）、都市環状溝の地下パイプ、地下駐車場、地下ショッピングスクエア、通路及び地上一階等の建設を含む。

都市建設中の突出した問題は資金不足である。「第7次5カ年計画」期間中に、多くの資金を調達しなければならない。方法の一つは、民衆が資金を集める。二つには都市施設の有料使用制を実行することである。集められた都市建設資金を市財政が提供する都市建設資金とワンセットにして、解決すべき上述の問題点に重点的に使用するものとする。

〈資料〉

中華人民共和國環境保全法（試行）

1979年9月13日第5期全国人民代表大会常务委员会第11回会議で原則的に採択

第1章 総則

第1条 中華人民共和國憲法第11条の「国家は環境を保全し、天然資源を保護し、汚染およびその他の公害を防除する」の規定に基づき、本法を制定する。

第2条 中華人民共和國環境保全法の任務は、社会主義の現代化建設において、自然環境を合理的に利用し、環境汚染と生態破壊を防除し、人民のために清潔で適切な生活・労働環境をつくり、人民の健康を保護し、経済の発展を促すように保証することである。

第3条 本法において環境とは、大気、水、土地、鉱物資源、森林、草原、野生動物、野生植物、水生生物、名所旧跡、景勝観光地、温泉、保養地、自然保護区、生活居住区などをいう。

第4条 環境保全活動の方針は、全面的に企画し、合理的に配置し、総合的に利用し、害を利に変え、大衆に依拠し、みなが取り組んで、環境を保全し、人民に幸せをもたらすことである。

第5条 國務院と所属各部門、地方の各級人民政府は環境保全活動を確実に、りっぱにやらなければならない。国民経済発展計画を策定する時は環境の保全、改善を全般的に按配するとともに、真剣に組織・実施しなければならない。すでに生じている環境汚染とその他の公害については、企画を立て、計画的段階的に解決しなければならない。

第6条 すべての企業、事業体の用地選定、設計、建設、生産にあたっては、環境の汚染と破壊の防止に十分注意を払わなければならない。新設、改築、拡張工事を行う際は、環境への影響についての報告書を提出しなければならない。環境保全部門およびその他関係部門の審査、認可がなければ設計することはできない。そのうち、汚染およびその他関係部門の審査、認可がなければ設計することはできない。そのうち、汚染およびその他の公害の防止設備は主体工程と同時に設計、施工、稼働

するようにしなければならない。各種有害物質の排出は国家規定の基準を遵守しなければならない。

すでに環境汚染およびその他の公害を生じている事業所は、汚染者が処理するという原則に基づき、企画を立てて積極的に処理し、または主管部門に転業、移転認可を申請すべきである。

第7条 旧都市の改造、新都市の建設にあたっては、気象、地理水文、生態などの条件に基づき工業区、居住区、公共施設、緑化地帯などへの環境影響評価を行い、全面的に企画を立て、合理的に配置し、汚染およびその他の公害を防除し、計画性を持って現代化された清潔な都市に築き上げるべきである。

第8条 公民は、環境を汚染、破壊する事業所、個人について監督、告発、告訴する権利を有する。告発、告訴された事業所個人は打撃・報復を加えてはならない。

第9条 中国の領土、領海、領空に進入、または通過する外国人および外国の飛行物体、船舶、車両、物資、生物などはすべて本法とその他の環境保全関係条例、規定を遵守しなければならない。

第2章 自然環境の保護

第10条 地元の実情にあわせて、土地を合理的に使用し、土壌を改良し、植物被覆面積を増やし、土壌の浸蝕・重粘・アルカリ化、砂漠化、水土の流失を防止する。

荒地の開墾、海岸、湖沼の干拓、大・中型水利施設の新設などでは、事前に総合的科學調査をしっかりと行い、環境保全・改善の措置を確実に講じ、生態系の破壊を防止しなければならない。

第11条 河川、湖、海、貯水池などの水域を保全し、水質の良好な状態を維持する。

水生生物を保護、増加し、合理的に利用し、絶滅に迫いやる捕獲、破壊を禁止する。

工業用水、農業用水、生活用水を厳しく管理・節約し、地下水を合理的にくみ上げ、水源の枯渇、地盤沈下を防止する。

第12条 鉱物資源の開発にあたっては、総合探査、総合評価、综合利用を実施し、乱掘を厳禁し、尾鉱、鉱さ

いを適切に処理し、資源の破壊と自然環境悪化を防止しなければならない。

第13条 国家の森林法規を厳格に遵守し、森林資源を保護・拡大し、合理的な伐採、適時の育成・更新を行い、森林を破壊する開墾、乱伐を厳禁し、森林火災を防止する。

植樹造林を大に行い、荒れ山荒地を緑化し、砂漠・半砂漠地区を緑化し、村落、町、工鉱業地区を緑化する。工場、鉱山、学校、樹園の内外および林、道、川、家の周囲にあるすべての空地を十分を利用して、草木を植え、大地の園林化を実現しなければならない。

第14条 牧草資源を保護し、発展させる。草原建設を積極的に企画・推進し、合理的に放牧し、草原の再生産能力を保持・改善し、草原の退化を防止し、草原の乱開発を厳禁し、草原の火災を防止する。

第15条 野生動物、野生植物資源を保護、増大し、合理的に利用する。国家の規定に基づき、珍奇、稀少な野生動物、野生植物は捕獲、伐採を厳禁する。

第3章 汚染およびその他の公害の防除

第16条 工鉱業企業と都市生活の廃ガス、廃液、廃さい、粉塵、ゴミ、放射性物質など有害物質および騒音、振動、悪臭などによって生ずる環境の汚染および被害を積極的に防除する。

第17条 都市の生活居住区、水源保護区、名所旧跡、景勝観光地、温泉、保養地および自然保護区では、環境を汚染する企業、事業所を建設してはならない。すでに建設されているものは期限内に改善、調整または移転しなければならない。

第18条 汚染のない、または少ない新技術、新製品を積極的に試験し、採用する。

企業管理を強化し、文化的生産を実施し、環境を汚染する廃ガス、廃液、廃さいについては総合利用を実行し、害を利に変える。排出する必要があるものは国家の定める基準を守らなければならない。直ちに国家基準に到達できないものは期限を決めて改善し、期限をすぎても国家基準に到達できないものは企業の生産規模を制限することとする。

国家の定める基準を超えて汚染物質を排出する場合、排出する汚染物質の数量と濃度に応じ、規定に従って汚染物質排出費を徴収することとする。

第19条 あらゆる排煙装置、工業用炉、動力車両、船舶などはすべて有効な消煙除塵措置をとり、有害ガスの排出は国家の定める基準にあったものでなければならない。

石炭ガス、液化石油ガス、天然ガス、メタンガス、太

陽エネルギー、地熱およびその他汚染がないか少ないエネルギーを大いに開発、利用する。都市では熱の地域供給を積極的に推し広めることとする。

第20条 あらゆる水域へのゴミ廃さいの投棄を禁止する。汚水排出は国家の定める基準にあったものでなければならない。

船舶が国家規定の保全水域に油、毒を含む物質およびその他の有害廃棄物を排出することを禁止する。

浸透、溶解稀釈の方法で有毒有害廃液を排出することを厳禁し、工業汚水の漏洩、浸透を防止し、地不水が汚染されないように保証する。

飲料水源を厳格に保全し、都市の汚水排出管網と汚水浄化施設を逐次完備する。

第21条 効能が高く、毒性が少なく、残留の少ない農薬を積極的に開発する。総合防除と生物防除を普及させ、汚水を合理的に利用して灌漑し、土壌と作物の汚染を防止する。

第22条 都市と工業の騒音、振動に対する管理を強化する。騒音、振動の大きい各種機械設備、動力車両、飛行物体などはすべて消音装置、振動防止設備を取り付けなければならない。

第23条 有害ガス、粉塵を放出する事業所は密閉した生産設備、生産工程を積極的に採用するとともに、通風、集塵、浄化回収設備を取り付けなければならない。労働環境の有害ガスと粉塵の含有量は国家工業衛生基準の規定にあったものでなければならない。

第24条 有毒化学物質は厳格に登録、管理しなければならない。劇毒物は厳重に密封し、保存、輸送中の漏洩を防止しなければならない。

放射性物質、電磁波輻射などは国家の関係規定に従って、厳重に防護、管理しなければならない。

第25条 食品の生産、加工、包装、輸送、貯蔵、販売過程での汚染を厳重に防ぐ。食品検査を強化し、国家衛生基準にあわない食品は販売、輸出、輸入を厳禁する。

第4章 環境保全機構と職責

第26条 國務院は環境保全機構を設置する。その主要な職責は次の通りである。

- (1) 環境保全に関する国家の方針、政策および法律、法令の執行を貫徹かつ監督する。
- (2) 関係部門と合同で環境保全の条例、規定、基準、経済、技術政策を作成する。
- (3) 関係部門と合同で環境保全の長期計画、年度計画を策定するとともに、その執行を督促点検する。
- (4) 環境監視・測定を統一的に組織し、全国の環境状況とその動向を調査・掌握し、改善措置を打ち出す。

公害と対策

- (5) 関係部門と合同で環境科学研究および環境教育事業を組織・調整し、環境保全に関する内外の進んだ経験と技術を積極的に推し広める。
- (6) 國務院所屬各部門および各省・自治区・直轄市の環境保全活動を指導する。
- (7) 環境保全の国際的協力および交流を組織・調整する。

第27条 省・自治区・直轄市人民政府は環境保全局を設置する。市・自治州・県・自治県人民政府は必要に応じて環境保全機構を設置する。

地方各級環境保全機構の主要な職責は次の通りである。所轄地区内各部門、各事業所による国家の環境保全の方針・政策・法律・法令執行の点検・督促。地方の環境保全基準・規範の作成。環境監視・測定の組織、当該地区の環境状況とその動向の掌握。関係部門との協力による当該地区の環境保全長期計画・年度計画の策定および実施の督促。関係部門との協力による当該地区の環境科学研究・環境教育の組織。環境保全に関する内外の先進的経済・技術の積極的普及。

第28条 國務院および地方各級人民政府の関係部門、大・中型企業、関係事業所は必要に応じて環境保全機構を設置し、当該系統、部門、事業所の環境保全活動をそれぞれ一任する。

第5章 科学研究および宣伝教育

第29条 中国環境科学研究院、関係科学研究機関、大学・高等専門学校は環境科学基礎理論、環境管理、環境経済、総合処理技術、環境評価、環境汚染と人の健康、自然環境の合理的利用と保護などの研究を強力に進めなければならない。

第30条 文化・宣伝部門は積極的に環境科学知識の宣伝教育活動を繰りひろげ、環境保全活動についての広範な人民大衆の認識および科学技術水準を高めなければならない。

環境保全の専門人材を計画的に養成しなければならない。教育部門は大学・高専の関係学科に環境保全必須課程または専攻を設け、小中学校の課程に環境保全に関する内容を適当に盛り込まなければならない。

第6章 報奨および懲罰

第31条 国は環境保全に著しい成果をあげ、寄与した事業体個人を表彰し報奨を与える。

国は企業が廃ガス、廃液、廃さいを主要原料として生産した製品に対し、減税、免税、価格政策面での配慮を行う。利潤は上納の必要なく、企業が汚染の除去と環境の改善に使うこととする。

第32条 本条およびその他の環境保全条例規定に違反し、環境を汚染、破壊し、人民の健康に被害を与えた事業団に対して、各級環境保全機構は、同級人民政府の承認を得た上、状況に応じて、批判、警告、罰金を科し、または損害環境賠償、操業停止、改善を命ずる。

環境を著しく汚染、破壊し、傷害、死亡事故を起し、または農業、林業、牧畜業、副業、漁業に重大な損害を与えた事業体の指導者、直接責任者または、その他の公民に対して行政責任、経済責任を追求し、さらには法に基づいて刑事責任をも追求する。

第7章 付 則

第33条 國務院は、本法に基づいて環境保全に関する条例、規定を制定することができる。

中国に対する経済協力

(1) 中 国

1. 概 説

- (1) 世界一の人口(約10億人)、アジア第一の国土(約960万km²、日本の26倍)、56の民族(但し、漢民族が94%と圧倒的多数を占める)を有する多民族国家である。
- (2) 49年のいわゆる新中国建国以来社会主義体制の下、独自の国家建設を進めている。その経済建設は累次にわたる政治運動の影響もあり跛行形を描くこととなったが、76年の文化大革命終結後、「政治優先」の方針に再検討が加えられることになった。78年のいわゆる中共11期三中全会以降、鄧小平主任を中心とする指導部は、対外開放政策、経済体制改革を進めつつ、政権基盤の強化を図っており、重要任務として、三大任務(近代化建設、台湾を含む祖国の統一、覇権主義反対)、四大目標(機構及び経済体制の改革、社会主義精神文明の建設、経済犯罪の取締、党の整頓)を掲げている。内政面では思想教育の強化、世代交代の推進、規律の強化、法律制度の整備等が当面の具体的な課題とされている。
- (3) その外交方針は、独立自主の外交を堅持するとの基本的立場に立ちつつ、(i)平和共存五原則に基づく各国との関係、(ii)世界平和の擁護、覇権主義反対、(iii)第三世界との団結・協力の強化を標榜している。
- (4) 現在中国は、近代化建設を最優先課題として、今世紀末迄に工農業総生産額を80年の4倍に引き上げるとの長期目標を掲げており、この目標の達成のため81年より第6次5

(参考) 主要経済指標等

		84 年	85 年	増 加 率 (73~85 年平均)	資 料
人 口 (千 人)		1,029,156	1,041,094	1.4%	世 銀
GNP	総 額 (百万ドル)	318,760	318,920	7.0%	
	一 人 当 り (ドル)	310	310	5.6%	
経 常 収 支 (百万ドル)		2,509	-11,417	-	IMF
財 政 収 支 (十億元)		-5.00	2.82	-	
フ ァ イ ナ ンス	海 外	n.a.	n.a.	-	
	国 内	n.a.	n.a.	-	
消 費 者 物 価 上 昇 率 (%)		2.7	n.a.	-	
D S R (%)		1.2	n.a.	-	世 銀
対 外 債 務 残 高* (百万ドル)		4,023.4	7,020.2	-	IMF
為 替 レ ー ト ^(年平均) 1 元 = US ド ル)		0.4310	0.3405	-	
分 類 (DAC / 国連)		低所得国 / -			
面 積		9,597 千km ² (国連統計年鑑)			

* 公的債務のみ

ヶ年計画を実施し、さらに86年よりは、経済体制改革及び対外開放政策の堅持、需給の均衡発展、経済効率の向上などを基本原則として掲げた第7次5ヶ年計画を実施中である。因みに、第7次5ヶ年計画期間中の経済成長率は、右目標達成に必要な7.5%とされている。86年の工業総生産額は前年比11.1%増、穀物生産は前年比1,200万トン増である。貿易は往復738億ドルと前年比6.1%増であり、輸入429億ドル（前年比1.6%増）に対し、輸出309億ドル（前年比13.1%増）と輸出が大きく伸び、貿易赤字も改善の方向が見え出した。86年には再び財政赤字を計上したものの、全体として経済は順調に推移したといえる。なお第7次5ヶ年計画においては、経済発展の隘路とされている交通・運輸及びエネルギー分野での開発・整備に引き続き大きな重点が置かれている。

- (5) 我が国は、中国との間に良好で安定した関係を維持・発展させることは、アジアひいては世界の平和と安定につながるとの認識に立ち、72年の国交正常化以来、政治、経済、文化等各分野での関係発展に努めてきた。経済面ではとりわけ貿易量の増大が顕著であり、現在中国は日本にとって第3位の、また、日本は中国にとっての最大の貿易相手国である。なお、84年以降中国側の輸入超過が顕著なものとなっていたが、87年に入り中国側入超は、86年に比し減少してきている。更に最近では我が国民間企業による技術移転及び合弁事業等の直接投資の拡大につき中国側から強い期待が表明されている。

2. ODAの現状

- (1) 中国は78年来の政策転換以降、それまでの「自力更生」政策の見直しをへて、経済発展のため外国からの経済協力を受け入れるようになったが、現在、中国に対する主要援助国・機関は、日本、西独、IDA、WFPであり、85年において我が国は二国間ODAの最大の供与国となっている。

- (2) 我が国の中国に対する経済協力は、79年の大平総理（当時）訪中の際、中国の近代化努力に対して我が国としてできる限りの努力をすることを表明して以来、順調に進展している。84年3月には中曽根総理が訪中、84年度以降鉄道、港湾、通信、水力発電の7案件に対して、7年間にわたり総額4,700億円を目途として新規円借款の供与を行う旨を表明した。対中国经济協力の実施に当たっては、大平総理訪中以来①西側諸国と協調すること、②他のアジア諸国、就中ASEAN諸国とのバランスを考慮すること、③軍事面の協力は行わないことを原則として取り組んでいる。

中国に対する協力は、一般的に中国側の対応が速く効率的であるため、有償資金協力、無償資金協力及び技術協力のいずれの形態においても極めて順調に進展している。82年以来4年連続で我が国二国間ODAの最大の受取国であり、85年の二国間ODAは総額3.9億ドル、シェアで15.2%を占めている。これまでの対中国经济協力実績は以下の通りである。

有償資金協力については、鉄道、港湾、通信、水力発電等のインフラ分野11案件に対し、86年度末までの累積5,272億円に加え87年6月には850億円の供与を行っている。

無償資金協力については、医療分野、人造り分野、農業分野等を中心に、86年度末までに、358.18億円の供与を行っている。

技術協力については、保健医療、運輸、企業管理、農業分野を中心に幅広い分野で協力を実施している。

3. ODA 実績

(1) 我が国の ODA 実績

(支出純額、単位：百万ドル)

年 度	贈 与			政 府 貸 付	合 計
	無償資金協力	技 術 協 力	計		
82	25.1 (6.1)	13.5 (3.4)	38.6 (4.8)	330.2 (21.1)	368.8 (15.6)
83	30.6 (5.7)	20.5 (4.5)	51.1 (5.1)	299.1 (20.9)	350.2 (14.4)
84	14.3 (2.7)	27.2 (5.2)	41.5 (3.9)	347.9 (25.5)	389.4 (16.0)
85	11.6 (1.8)	31.2 (5.7)	42.7 (3.6)	345.2 (25.2)	387.9 (15.2)
86	25.7 (3.0)	61.2 (7.2)	86.9 (5.1)	410.1 (19.1)	497.0 (12.4)

(注) () 内は我が国二国間 ODA 各形態別総計に占める割合(%)。

(2) DAC 諸国・国際機関の ODA 実績 (85年、支出純額、単位：百万ドル)

二国間 ODA 計 573.67百万ドル
うち日本 387.89百万ドル (1位、シェア 67.62%)

日本	西 独	その他
387.89 67.6%	97.57 17.0%	88.21 15.4%

国際機関 ODA 計 344.32百万ドル

IDA	WFP	その他
213.74 62.1%	67.88 19.7%	62.70 18.2%

(3) 年度別・形態別実績

(単位:億円)

	無償資金協力	技術協力	有償資金協力
81年度 までの 累計	30.50億円 中日友好病院建設計画(実施設計) (80年度、4.30) マイクロホ機材(文化無償) (80年度、0.50) 災害援助(洪水・旱魃被害) (80年度、2.00) 中日友好病院建設計画 (81年度、23.20億円) 体育研究機材 (81年度、0.50)	15.81億円 研修員受入 352人 専門家派遣 164人 調査団派遣 366人 機材供与 88百万円 プロジェクト技協 1件 開発調査 9件	81年度までの累計 1,660.00億円 (内訳は注3) 650.00億円 (E/N82.9) 石臼所港建設計画 (23.00) 兗州・石臼所間鉄道建設計画 (118.00) 北京・秦皇島間鉄道拡充計画 (309.00) 商品借款 (200.00)
82年度	65.80億円 中日友好病院建設計画 (64.80) 中央テレビ局に対する日本語学習用機材 (0.50) 国家図書館に対するコンピューター機材 (0.50)	19.78億円 研修員受入 205人 専門家派遣 100人 調査団派遣 166人 機材供与 288百万円 プロジェクト技協 2件 開発調査 5件	690.00億円 (E/N83.7) 石臼所港建設計画 (52.00) 兗州・石臼所間鉄道建設計画 (115.00) 北京・秦皇島間鉄道拡充計画 (332.00) 商品借款 (191.00)
83年度	78.31億円 中日友好病院建設計画 (72.00) 食糧増産援助 (5.00) 教育部に対する教育研究用図書 (0.50) 対外経済貿易部に対するLLシステム (0.47) 中央楽団に対する楽器 (0.34)	30.45億円 研修員受入 206人 専門家派遣 104人 調査団派遣 390人 機材供与 390百万円 プロジェクト技協 3件 開発調査 11件	715.00億円 (E/N84.10) 衡陽・広州間鉄道拡充計画 (101.92) 鄭州・宝鷄間鉄道電化計画 (75.75) 秦皇島港拡充計画 (46.31) 連雲港拡充計画 (24.45) 青島港拡充計画 (22.03) 天津・上海・広州通信網拡充計画 (11.54) 天生橋水力発電計画 (124.00) 商品借款 (309.00)
84年度	54.93億円 中国肉類食品総合研究センター建設計画 (27.00) 北京郵電訓練センター建設計画 (22.00) 食糧増産援助 ^② (5.00) 林業部に対するパンダ保護機材 (0.50) 華南熱帯作物学院に対する気象観測機材 (0.43)	26.77億円 研修員受入 220人 専門家派遣 149人 調査団派遣 307人 機材供与 432百万円 プロジェクト技協 4件 開発調査 14件	751.00億円 (E/N85.7) 衡陽・広州間鉄道拡充計画 (268.22) 鄭州・宝鷄間鉄道電化計画 (132.58) 秦皇島港拡充計画 (37.23) 連雲港拡充計画 (57.72) 青島港拡充計画 (39.37) 天津・上海・広州通信網拡充計画 (92.35) 天生橋水力発電計画 (123.53)
85年度	58.96億円 鉱産物検査研究センター整備計画 (11.40) 標準物質研究センター整備計画 (12.20) 食糧増産援助 (7.00) 肢体障害者リハビリテーション研究センター整備計画 (13.60) 日中青年交流センター建設計画(詳細設計) (2.81) 北京淡水魚養殖センター計画 (7.80) 上海医療器械検査センター整備計画 (3.20) 文化財保護のための機材 (0.47) 社会科学院考古研究所顕微鏡視聴覚機材 (0.48)	39.48億円 研修員受入 255人 専門家派遣 156人 調査団派遣 523人 機材供与 840百万円 プロジェクト技協 8件 開発調査 13件	806.00億円 (E/N86.5) 衡陽・広州間鉄道拡充計画 (244.91) 鄭州・宝鷄間鉄道電化計画 (94.62) 秦皇島港拡充計画 (70.11) 連雲港拡充計画 (110.85) 青島港拡充計画 (26.20) 天津・上海・広州通信網拡充計画 (79.16) 天生橋水力発電計画 (180.15)
			86年度までの累計 5,272.00億円

	無償資金協力	技術協力
86年度	69.68億円	48.10億円
	肢体障害者リハビリテーション 研究センター整備計画	研修員受入 290人 専門家派遣 199人
	(20.20)	調査団派遣 554人
	長春市浄水場整備計画	協力隊派遣 8人
	(14.65)	機材供与 958百万円
	日中青年交流センター建設計画	プロジェクト技協11件
	(19.61)	開発調査 5件
	食糧増産援助	
	(5.00)	
	日中友好団体会館視聴覚門基機 材	
	(0.27)	
中日友好病院機材整備計画		
(5.71)		
北京そ茶研究センター機材整備 計画		
(3.42)		
広東芸術発展センター視聴覚機 材		
(0.42)		
上海文化局視聴覚機材		
(0.37)		
86年度 までの 累計	358.18億円	180.39億円
		研修員受入 1,528人 専門家派遣 872人 調査団派遣 2,306人 協力隊派遣 8人 機材供与 2,997百万円 プロジェクト技協11件 開発調査 35件

- (注) 1. 「年度」の区分は、有償資金協力：交換公文締結日、無償資金協力及び技術協力は予算年度による
2. 「金額」は、有償資金協力及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力は JICA 経費実績ベースによる。
3. 81年度までの有償資金協力実績

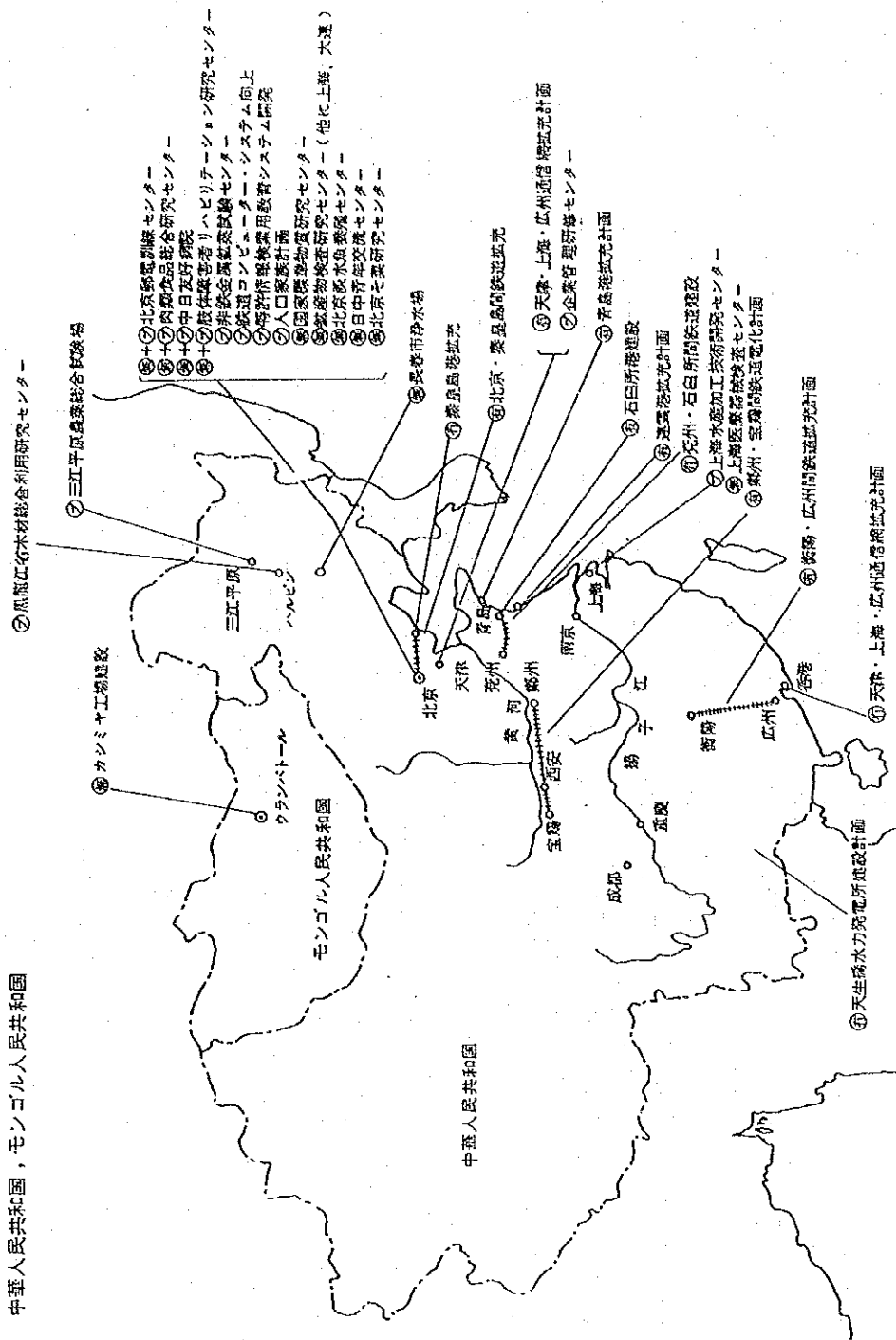
(単位：億円)

年度	対 象 案 件	供 与 額
80	石臼所港建設計画	70.85
	兗州-石臼所間鉄道建設計画	101.00
	北京-秦皇島間鉄道拡充計画	25.00
	秦皇島港拡充計画	49.15
	(衡陽-広州間鉄道拡充計画)	
	(五強水力発電所建設計画)	
	石臼所港建設計画	98.60
	兗州-石臼所間鉄道建設計画	31.10
	北京-秦皇島間鉄道拡充計画	112.00
	秦皇島港拡充計画	137.70
	(衡陽-広州間鉄道拡充計画)	
	(五強水力発電所建設計画)	
	商品借款	400.00
81	石臼所港建設計画	185.00
	兗州-石臼所間鉄道建設計画	32.00
	北京-秦皇島間鉄道拡充計画	92.00
	秦皇島港拡充計画	91.00
	商品借款	200.00

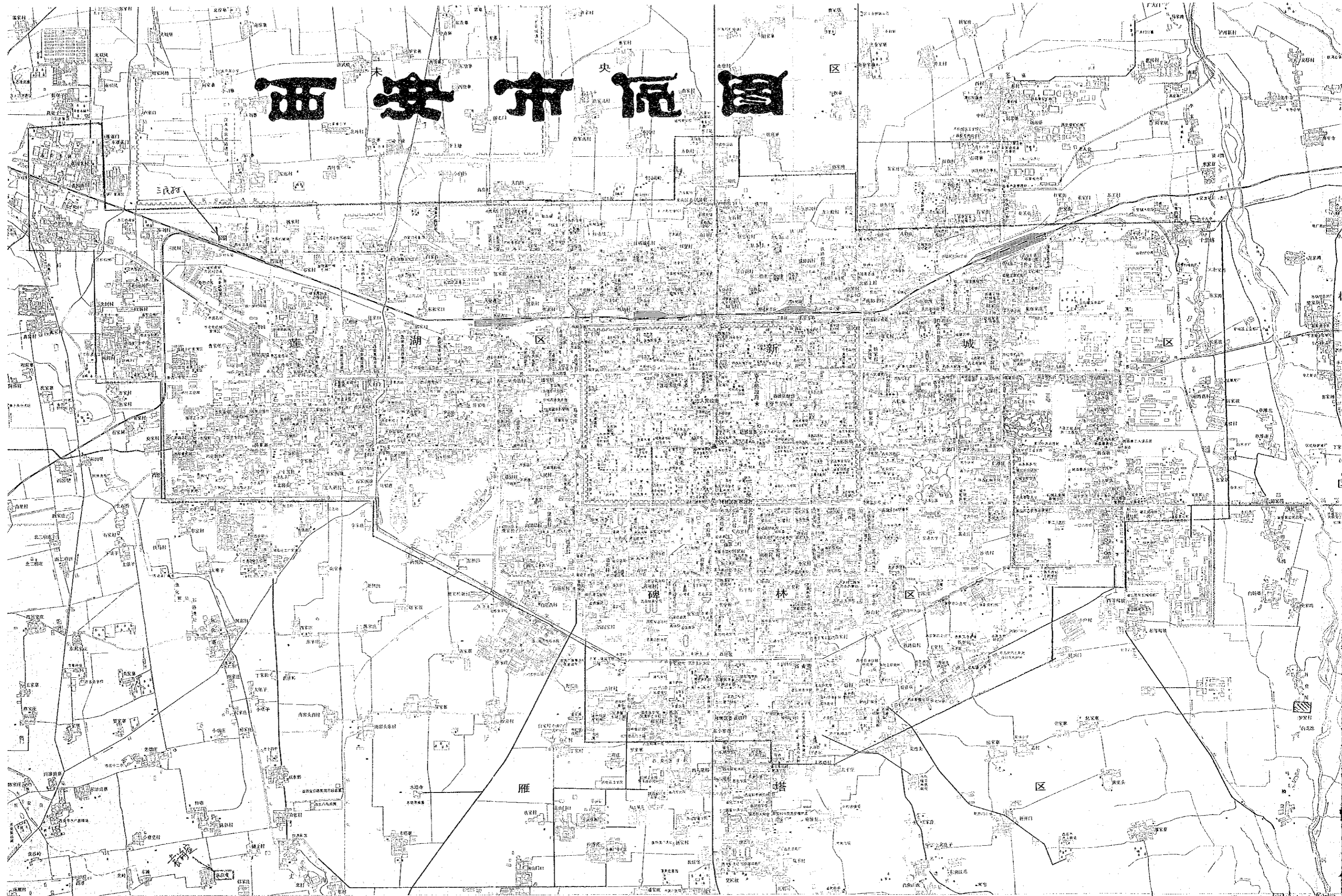
(当初のプロジェクト借款の対象は6案件であったところ、フロント問題との関連で、衡陽-広州間鉄道拡充計画及び五強水力発電所建設計画の2案件に対する協力を中断し、これら2案件に既に供与された80年度の借款を商品借款に転用。)

プロジェクト所在図

中華人民共和国，モンゴル人民共和国



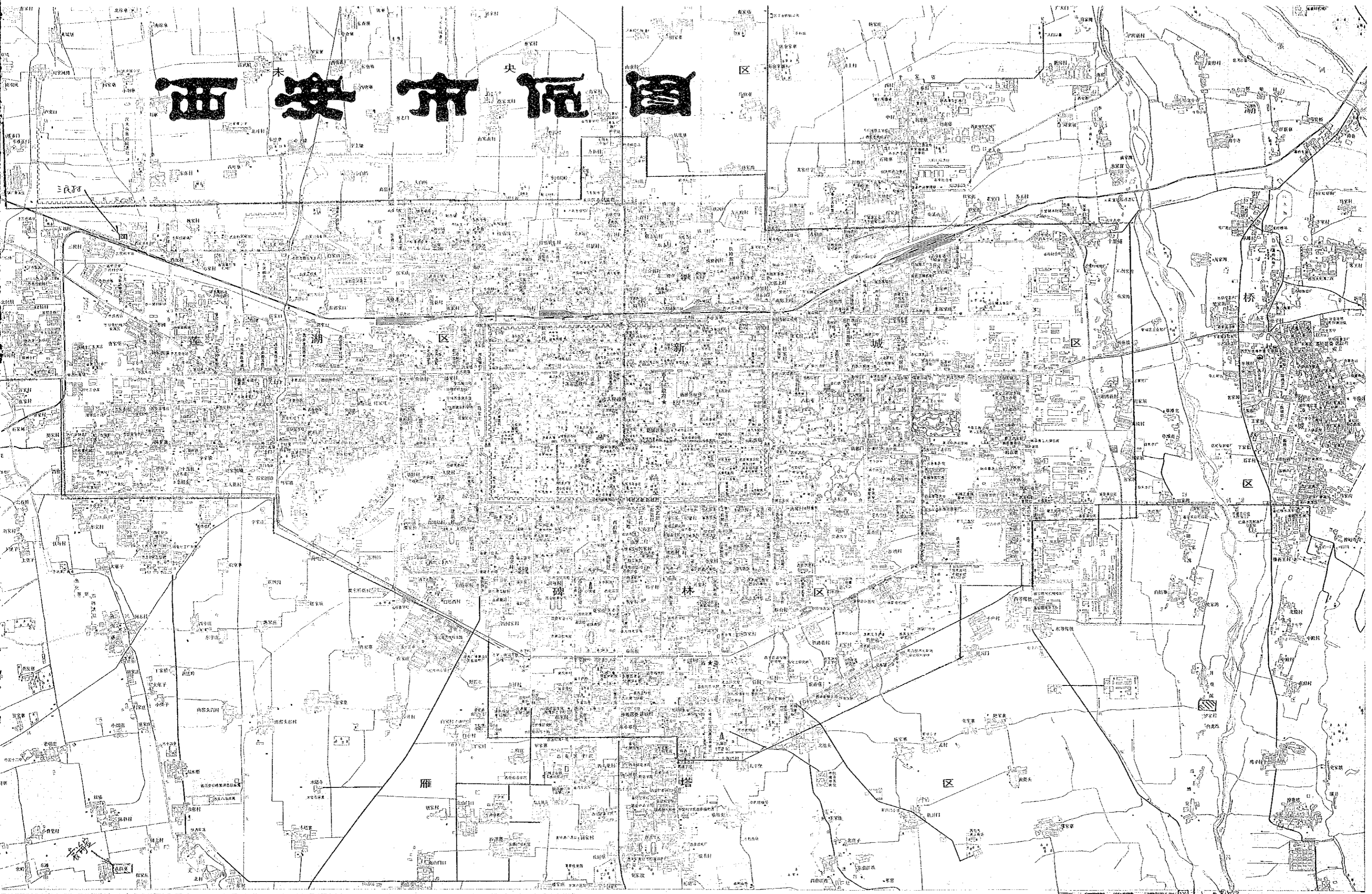
西安市區圖



陕西省地质局地质研究所编 地质出版社 1958年



西安市區圖



陕西省地质局地质研究所编 地质出版社出版 地质部地质研究所地质研究所编

JICA